

平成31年度 相模原市立

横山小学校いじめ防止基本方針

横山小学校
平成31年4月

相模原市立横山小学校いじめ防止基本方針

【めざす子どもの姿】

よく考えて行動する子
こころも体も元気な子
やさしく思いやりのある子
まじめに働く子

【家庭・地域との連携】

- 横山小学校PTA
- 保護者
- 横小応援団
- 登下校見守りボランティア「ゼロツーテン」
- 横山地区青少年育成協議会
- 学校評議員

【校内組織】

- 「いじめ防止委員会」
校長・副校長・児童支援専任
養護・各学年主任
- ケース会議
校長・副校長・児童支援専任
養護・担任・学年主任・支援教
育担当・支援コーディネーター等
- 仲間グループ会議
- 職員会議
全ての教職員

【関係機関との連携】

- 相模原市教育委員会
- 青少年相談センター
青少年教育カウンセラー(SC)
- 子育て支援センター
- 児童相談所
- 相模原警察

【いじめの未然防止】

- 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- 学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解をはかるとともに、児童・保護者に対しても周知徹底をはかる。
- 学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともにする場や、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭・地域と連携した取り組みを推進する。
- 発達障害や性同一性障害を含む障害のある児童、外国につながりがある児童等について、教職員間で共通理解を深め、適切な指導及び支援が行われるようにする。
- いじめの具体的事案をe-ネットSAGAMIを使って全職員に周知し、今後の指導に活かす。

【いじめの早期発見】

- 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童および保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

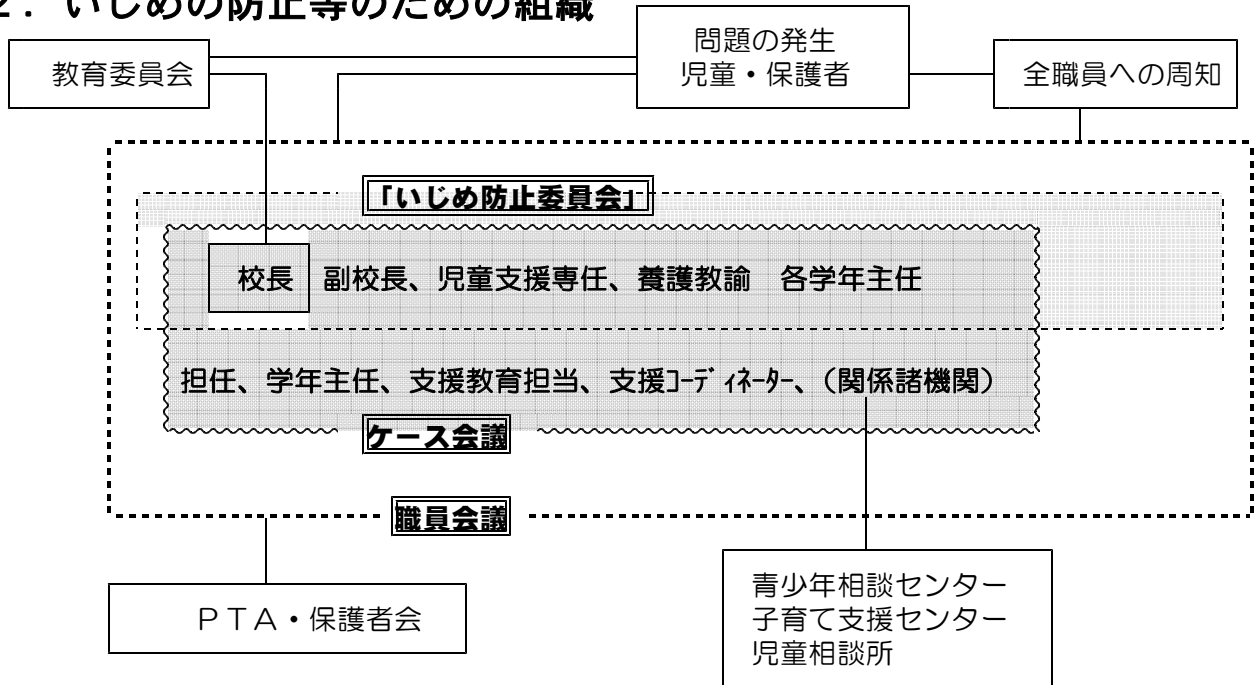
【いじめへの対処】

- 初期対応
- 「いじめ防止委員会」、ケース会議の開催
- 被害児童からの状況聴取
- 加害児童からの状況聴取
- 加害児童保護者の招集
- 被害児童保護者への説明と報告
- 関係する保護者の招集
- 教育委員会への報告
- 経過の観察

1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

学校や家庭、地域などの集団生活の場においては、人間関係等から発生するストレスのため、いじめなどのトラブルは起こりうるものと考え、日頃からきめ細かな観察・指導を行うことが大切である。また、家庭との連携を密にし、児童の小さな変化を見逃さず、学校と家庭が協力し、指導に当たることが重要である。

2. いじめの防止等のための組織



学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全ての教職員で共通理解をはかり、学校全体でいじめ対策を行う。

【いじめ防止委員会】

構成員：校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、各学年主任

取り組み内容

- ①情報提供の共有
- ②指導方針の確認
- ③指導事項の伝達

【ケース会議】

構成員：校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該児童の担任、学年主任

支援教育担当、支援コーディネーター、(関係諸機関 SC等)

※ケースによって、構成員の参加体制は異なる。

取り組み内容

- ①情報の共有
- ②対応についての検討
- ③それぞれの役割の確認
- ④対応日程の確認

3. いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○校内研と連動し、関わり合い話し合う活動を通して、お互いの意見をより深め合ったり、高めあったりできる授業づくりをめざす。

- (2) 学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - 各行事に向け、実行委員を組織し司会や準備を全うさせることで達成感を感じさせる。
 - 毎週、学年集会を行い、交代で司会を務めさせる。(発達段階に応じて)
 - 朝の会の話や、朝会の講話等で「それぞれが大切な一人であること」を伝えていく。
- (3) 学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - 正しい判断ができ、間違いを指摘できるようにする。
 - 週に2回、「読書タイム」を設け、読み聞かせを聞いたり、自分で10分間集中して読書に取り組んだりする。
 - キャリア教育の一環として、各学年、地域の方に教わったり、地域で学ぶ機会を設け実践する。
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解をはかるとともに、児童・保護者に対しても周知徹底をはかる。
 - 年に2回、児童理解をはかる研修を行う。
 - 毎年、夏休みの職員研修で担当指導主事から人権に関する職員研修を行う。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともしめる場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭・地域と連携した取り組みを推進する。
 - 懇談会などで、「携帯電話の功罪」や「不審者対策」などについて、教職員・保護者・地域の方が話し合う機会を設ける。
 - 毎月開催されるPTA本部会や、年2回開催される学校評議員会等で、いじめ等児童の健全育成に関する事項について協議を行う。

4. いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - 学年集会や交換授業を積極的に行い、担任だけでなく学年全体で異変を気づけるようにする。
 - 学年・学級だよりを発行することで、児童の様子を家庭に知らせるとともに、発行に向けて担任が児童の様子を積極的に観察する機会とする。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - 定期的(6月・10月・2月)にアンケートを実施し、結果に基づいて聞き取り調査などを行う。
 - 12月に行う個人面談は全員実施し、家庭での様子や学校での様子の情報を共有し、異変を捉える機会とする。
- (3) 児童および保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - SCとの連携をはかり、悩みを抱えている児童等については、必要に応じて早い段階で「おしゃべりルーム」で話を聞いてもらう。
 - 学校だよりで学校内の相談窓口が複数用意されていることを保護者に周知する。

5. いじめの対処

発見・通報を受けたときには、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

①初期対応

保護者からの連絡が電話や連絡帳の場合、担任は管理職の指導を受け、児童支援専任、または学年主任立ち会いのもと、できるだけ早く直接保護者に面談する。保護者の顔を見ながらその真意を確かめ、何を願っているのか次のことを確認し、記録する。

＜面談の内容＞

- いつから始まり、どのような状況か事実を把握する。
 - それに関わっている児童は誰なのか。
 - どのような解決を願っているのか。
- 先入観を持たず、被害児童の立場に立ってその苦しみや思いをしっかりと聞き取る。

②「いじめ防止委員会」、ケース会議の開催

保護者からの聞き取りが終わったら、副校長に報告し、児童支援専任を中心に「いじめ防止委員会」、ケース会議を開催する。問題解決まで必要に応じて開催し、情報交換を行い、問題の早期解決をはかる。

＜協議内容＞

- 保護者からの抗議内容の共通理解
現状の理解、事の発展・拡大の可能性や方向性、他の児童への影響
 - 役割分担の確認
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童、保護者への対応は、複数で行う。
 - 対応日程の確認
 - ・被害児童および加害児童からの状況聴取
 - ・加害児童の保護者への対応
 - ・被害児童の保護者への報告
- 副校長は上記の内容を把握し、校長に報告する。

③児童からの状況把握

被害児童からの状況把握 ……基本担任が行う。

保護者の言い分と児童の言い分にはズレが生じるので、被害児童の苦しみを考えながら詳細にわたって聞き取る。

加害児童からの状況把握 ……学年主任・児童支援専任・担任

加害児童が複数の場合、必ず個別にし、同時に聞き取りを行う。

④加害児童の保護者の招集

加害児童の保護者を招集し、これまでの「いじめ」について状況を聴取した事実を伝え、子どもの指導についての協力を求める。

⑤被害児童保護者への説明と報告

被害児童の保護者に対しては、事情聴取の経過を踏まえながら定期的に報告と説明を行う。

⑥関係する保護者の招集

「いじめ」をなくすための話し合いであり、被害児童・加害児童および両者の保護者と学校が十分に話し合い、問題の解決をはかる。

⑦全教職員に対する周知

いじめの事例について、全ての教職員で共通理解をはかり、今後の児童指導に生かす。

⑧教育委員会への報告

学校教育課・生徒指導担当に報告する。

⑨経過の観察

その後の人間関係が良好に推移しているかどうかについての確認を行う。

6. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態とは…

- いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(法第28条第1項)

- (1) **5. いじめの対処** を基本としながらも学校長の判断のもと早い段階での教育委員会への報告を行う。
- (2) 必要に応じて、関係各機関（児童相談所、学校教育課、青少年相談センター、こども支援センター、神奈川県警察等）と連携をとりながら対応する。

7. 留意事項(※)

- (1) 「いじめ」の問題が発生した場合には、**時間をおかず素早く対応**することが大切である。その際、被害児童の保護者から通報で発覚した場合、まず、被害児童の保護者から丁寧に状況を聞き取り、内容を把握することが大切である。
- (2) 「いじめ」の問題は、担任一人で対応しようとせず、**必ず組織を活用し**、対応していくことが大切である。
- (3) 被害児童の保護者は、問題の一日も早い解決を望んでいる。問題解決の方向が被害児童の保護者に見えることが大切であり、**問題解決のための経緯の説明と報告を密に行う**ことが大切である。
- (4) 「いじめ」の問題は、単に一学級の出来事とせず、学校全体の問題にとらえ、**全ての教職員で共通理解をはかり、今後の児童指導に生かしていかなければならない**。そのために、e-ネット SAGAMAI を活用し、確認事項を閲覧できるようにし、タイムリーに周知する。
- (5) 「いじめ」の問題への対応については、**全て記録を残すこととする**。
- (6) 被害児童と加害児童や両者の保護者の間で和解が成立した後でも被害児童にとってはこれまでの苦しみを考え、一日も早い心の安らぎをはかるため、**友達や教師、保護者、相談員などあらゆる場での心のケアをはかる**ことが大切である。